



日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会

令和 8 年度 第 2 回 常任幹事会レポート



去る令和 8 年 7 月 31 日(金)に開催された標記会議内容についてお知らせします。

なお、第 1 回常任幹事会をもって屋敷優友常任幹事(公益財団法人日本パラスポーツ協会)が退任となり、新たに太田澄人常任幹事(公益財団法人日本パラスポーツ協会)が就任しました。

議題 1. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 認証制度について

(1)申請条件(法人格・部活動運営団体)について

事務局から、総合型地域スポーツクラブ認証制度の申請条件のうち、『総合型クラブとして法人格を有していること』の要件の整理について説明した。協議の結果、法人格を有する団体の活動エリアと同一エリアに複数クラブ存在する場合について、引き続き協議することとなった。

また、「部活動の地域展開タイプ」の申請条件のひとつである「運営団体」であることを満たす要件について協議を行い、令和 9 年度の申請基準から、適合有無を判断するための基準として以下の 3 パターンを用いることについて承認された。

＜運営団体の適合有無を判断するための基準＞

- ① 行政からの委託等を受けており、クラブが地域スポーツクラブ活動の運営団体を担っているパターン
- ② 行政からの委託等は受けていないが、クラブが地域スポーツクラブ活動の運営団体を担っていることが行政に認知・把握されているパターン
- ③ 行政からの委託等や認知・把握はされていない、もしくは把握のみされているものの、クラブの活動が 1 校以上の中学校を主な対象に複数種目実施しており、実質的に地域スポーツクラブ活動の運営団体として求められる役割を果たしているパターン

＜意見＞

法人格について

○資料に「同一市内」と記載があるが、市町村が異なる場合の申請は問題ないのか。

【事務局】

地域住民による運営という登録基準に基づき、クラブが所在する市区町村の住民がどの程度運営に関わっているかを確認している。そのため、市区町村をまたぐ場合は前提が変わり、さらに検討が必要になると考えている。

- 行政とは異なり、民間のクラブでは事業の拡大に合わせて活動エリアが広がる可能性もある。一つの法人の中に複数のスポーツクラブが存在するケースは実際にあるのか。

【事務局】

実際に該当する事例がある。法人の下に複数のクラブが設置されているイメージである。

- 今後の人口減少や持続可能性を考えると、単独のクラブ運営が難しくなり、このような形態は今後増える可能性がある。さらに市域を越えた組織形態も想定される。

- 法人の組織内組織でクラブを運営しているパターンでは、経営や意思決定は上位組織に集約されており、下部組織は独立した運営ではないとの認識である。そのようなクラブを総合型クラブとして扱ってもよいのか。

【事務局】

そのような懸念は課題として認識している。

- 「法人の組織内組織として複数の総合型クラブを運営している」パターンは理論上ありえないという認識でいる。上位の法人は市内クラブの連絡協議会のような位置付けではないか。本来は市としての連絡協議会などの組織として整理すべきであり、それを総合型クラブとして扱うことには違和感がある。

【事務局】

現行制度では「組織内組織」として位置付けられる下部の各クラブをそれぞれ登録クラブとして認めている。この整理が適切かどうかも含め、登録基準の観点から検討が必要である。

- 統括組織は総合型クラブとは言えないのではないかと。村上市でも市内の総合型クラブを束ねるネットワーク組織やプラットフォームの設置を検討している。そのような統括組織自体は総合型クラブとは異なるものと考えている。

- 制度上、登録制度の上に認証制度があるのであれば、登録を認めた時点で認証を申請する権利も認められるべきではないか。その考え方に支障があるのか確認したい。

【事務局】

スポーツ振興くじの申請要件との整合性が気にかかる部分である。認証クラブを活用した新たな助成制度の創設を日本スポーツ振興センターに要望している中で、認証クラブでありながら制度上申請できないクラブが生じることは、制度設計上問題になる可能性がある。

- 両クラブに認証申請の権利があったとして、スポーツ振興くじ助成金が一方しか受けられないのであれば、「法人内でどちらか一つを選択して申請する」と整理する方法も考えられる。JSPO の立場として、登録を認めたにもかかわらず認証を認めないという制度設計には違和感がある。複数クラブの認証申請を認める場合でも、外部制度への申請については法人内で一つを選択するという整理も考えられる。

【事務局】

認証制度だけでなく、そもそもそのような形態を登録クラブとして認めるべきかという議論も必要であると認識している。現在そのような事例は存在するが、最終的な意思決定が法人で一本化されているのであれば、それぞれを独立したクラブとみなす必要があるのかという考え方もあり得るだろう。また、法人の正会員とクラブ利用者としての会員の位置付けなども団体ごとに異なるため、多様な実態を整理した上で制度設計を行う必要がある。

- 「法人の組織内組織として複数の総合型クラブを運営している」パターンでは、下部組織は法人格を持っていないという理解でよい。

【事務局】

その理解でよい。また、上位組織が総合型地域スポーツクラブである場合もあれば、そうでない場合もある。実際には上位組織をクラブとして登録している事例もあり、その場合は上位組織が認証申請を行うことは可能である。一方、下部組織も申請できるかどうかは現在の論点である。その上で確認したいのは、法人としての意思決定とクラブとしての意思決定をどのように捉えるかである。基本的には法人の意思決定が最終的な意思決定になると考えているが、方針と下部組織がそれぞれ登録クラブとなっている事例もあり、この考え方が適切であるか伺いたい。

- その考え方でよいと思う。法人単位で意思決定を行うという整理の方が、自立したクラブの形成につながるのではないかと。下部組織が独立性を主張するのであれば、法人格を取得し、独立したクラブとして活動する形が望ましいと考える。

【事務局】

議論の前提として、前回の常任幹事会において、市スポーツ協会など上位団体が法人格を有し、その内部組織や事業として運営される登録クラブについては認証の申請を認めることとした。そのため、「上位団体が法人格を持つから認めない」という整理とは整合しない点に留意いただきたい。その前提を踏まえた上で、下部組織が二つ存在する場合をどのように扱うかを検討いただきたい。前回の整理では、上位団体の下にクラブが一つ存在するケースについては、法人として一体的に運営され、意思決定も一本化されていることから認める方向で了承を得たと認識している。今回の論点は、下部組織が二つ存在する場合である。この場合、それぞれのクラブの意思決定と法人の意思決定を別個のものとし、それとみなせるのか、それとも一体と考えるべきなのかが課題である。

- 今回示した考え方は原則論である。今後は例えば複数の法人が連携して一つのクラブを構成するような事例が、人口減少に伴って出てくることも考えられる。そのような事例が生じた際には、その時点で対応を検討すべきである。時代の変化に応じて制度も柔軟に対応していく必要がある。

○クラブの概念が十分に理解されていないことに起因している面もある。単独のクラブが存在し、それらを束ねる組織であれば、本来は地域の連絡協議会として位置付けるべきであり、それを「クラブ」と呼ぶことには違和感がある。

○本日いただいた意見も踏まえ、今後想定されるさまざまなパターンについて引き続き事務局で検討を進める。整理した内容は、次回以降の会議で改めて示したい。

<部活動の地域展開タイプ> 運営団体について

○パターン②の「運営団体に求められる役割を複数対応している」とは、具体的に何項目を満たせばよいのか。2項目以上を満たせばよいという考え方なのか。

【事務局】

現時点では満たすべき役割数や対象項目を具体的には定めていない。国のガイドラインで示されている運営団体の役割を踏まえ、全体として運営団体と認められるかを判断する考えである。運営団体の形態はさまざまであり、一律の基準を示すことは難しい。一方で、役割が極めて限定的であっても、全体を統括する機能を担っていれば運営団体として認めてもよいと判断する場合も考えられる。

○国のガイドラインに示されている「運営方針」から「リスク管理・研修実施」までの役割は、少なくとも運営団体として備えている必要があるように思う。その点を判断基準の目安としてはどうか。

【事務局】

「管理をしているか」を判断することが必要だと思うので、違和感がなければ、その考え方を判断基準の拠り所としたい。判断基準は本会議において決定する事項であり、この場で合意できればその考え方でよいと考えている。

○「役割を複数担う」という表現は曖昧であり、今後必ず問い合わせを受けられるため、基準を明確にしておくべきである。

○運営団体として求める役割について、より明確な基準を設けることについて意見を伺いたい。

○国の資料に示されている役割を基準として示し、あわせて資料に記載した各パターンのイメージとの関係を整理すると分かりやすい。併せて、学校数については数にこだわる必要はなく、運営団体として必要な役割を担っているかを基準とする考え方でよいと理解している。

○パターン3において「複数の役割」という基準を定めるのであれば、パターン1・2についても最低限満たすべき役割が同様に「複数の役割」と整理されることになるという理解でよいのか。

【事務局】

全てのパターンにおいて最低限必要な役割は同じである。

○運営団体をどのように構築するかは、全国の市区町村が検討している過渡期の段階である。そのため、現在の状況に合わせて認証基準を設定するのではなく、適切な運営団体が形成された場合にどのような役割を担うべきかという観点で整理する必要があると考える。

○万が一、事故等が発生した際に、実施主体と運営団体のどちらが責任を負うのかが曖昧にならないためにも、役割分担は明確にしておく必要がある。運営団体と実施主体の責任範囲を事前に定めておくことが重要である。

○法律上、最終的な責任は運営団体が負うことになる可能性が高い。弁護士にも確認したところ、実施主体との間で責任分担が明確になっている場合には、その内容に応じて判断される。一方で、明確な整理がない場合には、最終的には運営団体の責任として扱われる可能性がある。

○現状では、運営団体と実施主体の責任の所在が十分整理されていない部分がある。そのため、運営団体が統括管理を行い、責任を持つという考え方を明確にする必要がある。今後の認証制度においては、運営団体が担うべき役割を整理する必要がある。

【事務局】

本日の議論を踏まえ、運営団体として求める役割について整理を進める。今回提案された内容以外にも、認証基準上、運営団体が担うことを明確にしている事項があるため、それらも含めて検討する。

○自治体ごとに実施主体と運営団体の役割が重複する場合もあるため、必ずしも両者を厳密に区分しすぎることは適切ではない。主な役割として整理することは必要であるが、「必ず運営団体が担う」「必ず実施主体が担う」と固定的に区分すると、認証時の評価において判断が難しくなる可能性がある。

○JSPO として「運営団体が担うべき最低限の役割」を定めればよいと考える。それ以外の役割や委託等による対応は、その上で追加的に整理されるものになる。

【事務局】

認証基準を満たすために必要な役割が何かを整理することが重要である。認証基準を満たすために必要な役割を整理することで、最低限求める範囲が明確になると考える。

○本日の意見を踏まえ、内容を整理する。最終的な内容については、幹事長に一任いただきたい。

(2)部活動の地域展開タイプ

事務局から、令和 9 年度の認証申請において変更を行う審査書類等の改善項目について説明し、協議の結果、原案のとおり承認された。

加えて、認証基準外の追加項目として、回答シートの「基礎情報」に「NO!スポハラ」活動への賛同有無を追加することについて協議し、承認された。

<意見>

○NO!スポハラへの賛同については、認証申請において確認するのではなく、登録申請の段階から確認の方がよいのではないかと考える。NO!スポハラに取り組む長年進めているものの、日本スポーツ協会への相談件数は依然として増加している。登録時から賛同・理解を求め、クラブに趣旨を十分理解してもらうことが重要ではないかと考える。

- 今後は、登録申請時に NO！スポハラ活動への賛同の可否を確認し、認証時には必須事項として位置付ける方向でよいのではないかと。また、日本版 DBS についても今後の課題であるが、認証を受けるクラブには必須とし、登録クラブについては一定の時点から段階的に導入していく形が現実的ではないかと。

【事務局】

日本版 DBS は、法人格を有することや毎年システム利用料を負担することが前提となる。そのため、登録基準として必須化すると登録のハードルが大きく引き上がるほか、クラブの費用負担も増加する。理想としては全登録クラブで実施することが望ましいが、負担増によって登録を見送るクラブが出る可能性もあるため、バランスを考慮する必要がある。現在は学校や保育施設などが先行して制度整備を進めており、民間スポーツクラブへの展開は今後の状況を見極めてからでも遅くはないと考える。

- こども家庭庁が示している日本版 DBS の概要資料などを活用し、まずは制度の存在をクラブに認識してもらうことが重要ではないかと。制度自体を知らないクラブも少なくないと思われる。

- クラブが指導者に対し、子どもの安全確保に関する内容を理解したことを確認する誓約書や確認書を取得しているかを確認する方法であれば、費用もかからず取り組みやすい。教育実習や介護実習でも誓約書を提出している例があるため、ひな形を示し、その実施状況を確認する程度であれば実現可能ではないかと。

【事務局】

日本版 DBS への対応については事務局において具体的な方法も含めて検討し、改めて協議したい。

(3)健康スポーツ推進タイプ

事務局から、令和 9 年度からの運用開始を目指す「健康スポーツ推進タイプ」の認証基準案や評価の観点等について説明した。協議の結果、本タイプを令和 9 年度から運用開始することについて承認され、詳細な内容についてはメールにおいて意見を聴取した後、最終的な調整を行うことで幹事長に一任とした。

<意見>

- リスクマネジメントに関する項目について確認したい。「安全管理体制」や「保険加入」の内容は、他の認証タイプとほぼ同じなのか、それとも変更点があるのか。

【事務局】

「安全管理体制の確立」の「(1)安全管理体制」や「(3)緊急事態発生時の対応方針」は、障がい者のスポーツ推進タイプや部活動の地域展開タイプと同じ内容である。一方、「一次救命処置に関する講習受講者の配置」と「AED の設置」については、健康スポーツ推進タイプ独自の基準として追加している。また、保険加入については他のタイプと同じ内容である。

- 一次救命処置講習や AED の設置は、健康スポーツ推進タイプだけでなく、部活動地域展開タイプを含め、全ての活動に共通して必要な事項ではないかと。また、自身のクラブでは事故報告書を蓄積・分析しているが、本来は登録クラブ全体で事故情報を共有し、再発防止につなげる仕組みがあってもよいと考える。今すぐの追加は難しいと思うが、今後、全ての認証タイプで検討すべき内容ではないかと。

【事務局】

一次救命処置講習や AED の設置といった内容は、すべての活動に必要な要素であるという意見はご指摘のとおりである。ただし、健康スポーツ推進タイプの対象者が中高年者や高齢者であることから特に重要であると考え、基準に盛り込んだ。他のタイプへの適用についても、今後引き続き検討していきたい。

- 必須ではなく「望ましい」という形に緩和して他のタイプに適用することも検討してはどうか。少なくとも AED の設置場所を把握していない状況は望ましくなく、若年者だから AED が不要という考え方は成り立たないとする。
- 健康スポーツ推進タイプでは現行案のとおりとし、他のタイプへの適用については別途議論するのがよいと考える。学校施設では AED の設置に関する定めがあり、そのような基準も参考にしながら検討していく必要がある。
- モデル事業に参加していた当初は、介護予防を中心とした取組であり、高齢者への対応やリスク管理に重点が置かれていた。今回、「健康スポーツ推進タイプ」となったことで対象や活動の幅が広がり、多くのクラブが取り組みやすい基準になったと感じる。
- ワーキンググループでの検討を経て改善を重ねた結果、より良い内容になったと考えている。今年 4 月から申請開始を予定しているため、本内容で承認いただきたい。今後も細かな内容については改善を行う予定である。基準の内容等について気付いた点があればメールで意見を寄せていただきたい。
- 資料 7 ページの認証基準「活動の質」の確認ポイントについて質問したい。対象となる資格保有者は、JSPO 公認スポーツ指導者資格のみが対象なのか。

【事務局】

基本的には JSPO 公認スポーツ指導者資格を対象としているが、健康分野への対応を補うため、互換性のある資格やワーキンググループにおいて承認した一部資格を追加している。現時点では、この範囲に限定する方針である。

議題 2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 諸規程の改定について

事務局から、認証制度「健康スポーツ推進タイプ」の運用開始が承認されたことを受けて、認証制度に関する規程類のうち、タイプ別認証申請・基準細則の改定について説明。協議の結果、原案の通り承認された。

<意見>

なし

議題3. ブロック別クラブネットワークアクションの見直しについて

事務局から、令和7年度から検討を続けているブロック別クラブネットワークアクションの見直しについて、現在の検討状況や今後のスケジュールについて説明した。協議の結果、令和9年度第2回総会での最終決定に向け引き続き検討を進めていくこととなった。

<意見>

【事務局】

ネットワークアクションとは別に全国規模のイベントを検討していくことについて説明があったが、全国スポーツクラブ会議が平成19年から開催されており、来年度は北海道での開催に向けて準備が進められている。全国スポーツクラブ会議に関わっている小田氏から、現在の状況について説明いただきたい。

○現在開催が休止されている全国スポーツクラブ会議を2027年に北海道で開催する方向で準備を進めており、開催方針は概ね固まっている。以前から開催体制の見直しを検討しており、特定のクラブに依存するのではなく、多くの関係者で運営する新たな体制を模索している。

【事務局】

全国規模のイベントは別事業として進められていることを前提に、本日提案したネットワークアクションの内容について検討いただきたい。

○全国スポーツクラブ会議の主催者はどこが担うのか。

○全国スポーツクラブ会議の主催は日本スポーツコミッションとクラブリンク JAPAN であり、主管は未定である。前は特定のクラブが主管を担ったが、今後は一つのクラブに限定しない方向で主催団体間の協議を進めている。

○今後も全国スポーツクラブ会議と JSPO との関係は後援という位置付けになるのか。

【事務局】

現時点ではその認識である。正式な要請は受けておらず、現状では依頼があれば後援という関わり方になると考えている。今後状況が変われば、本会議でも改めて議論したい。

○本日はネットワークアクションの事業目的をより明確化する方向で整理したい。当初は全国規模のイベントもネットワークアクションの一環として実施する案があったが、今後は別事業として実施する方向で検討していきたい。

○実行委員会については人数が多いという印象もあるが、各ブロックの関係者が一堂に会して議論できる機会は実行委員会の場合しかない。一体感を維持することは重要であり、その点は残しつつ、予算削減の観点から運営方法を工夫する必要があると考える。

○全国規模のイベントを開催する場合の財源はどこから確保する予定か。

【事務局】

検討中である。全国規模のイベントについては、一定の開催経費がかかるため、スポーツ振興くじ助成金の要望を行っていくことに加えて、参加費を徴収しながら開催経費を確保する努力も必要である。今後の開催方針について、実施の可否を含めて意見があればお聞かせいただきたい。

- 負担軽減やコンパクト化は、開催を継続する上で重要である。一方で、当事者性が見出しにくくなることで、参加者数の確保とのバランスが難しくなると考えている。実行委員の人数が役割に対して多いという意見もあるが、実行委員に就任しているからこそ「参加しなければならない」と感じる場合もあり、単純に削減すると参加意欲の減退につながる可能性もあることから、双方の兼ね合いが難しい。また、こうした状況にはブロックごとの差も生じているため、一度リセットし、ゼロベースで考えることも重要ではないかと考えている。
- ネットワークアクションの開催が始まった当初は JSPO が主導する形で進めてきたが、徐々にその枠組みが緩み、地域やブロックの自由度が増してきたと感じている。その意味では良い流れになっており、全てのブロックが統一的に同じ形で実施する必要はない。ブロックごとに独自の取組を行いながら、共通する部分を持つ形でよいと考えている。近年では若者プロジェクトに関する話が出てきてから、各ブロックの動きは一層活発になってきたと感じている。この点は非常に良い方向に進んでいると感じているため、あまり手を加えず、この流れを維持してほしいというのが率直な感想である。
- 負担軽減を目的とするだけでなく、何のためにブロック単位で実施するのかという目的を改めて整理し、その上で運営方法を見直すことが重要である。本件については引き続き事務局で検討を進め、次回以降の常任幹事会で改めて提案したい。各ブロックでも現在の負担や事業の在り方について意見交換を行い、次回の議論につなげていただきたい。

議題4. 新SCマークの作成について

事務局から、登録・認証制度の運用開始を踏まえ、新 SC マークの作成を含め、「SC 全国ネットワーク」と登録・認証制度の一体的なリブランディングを進めることとし、広報部会を中心に検討していることを説明した。会議時間の都合上、新しいSCマークの作成の際に参考となる「総合型クラブ」をイメージするキーワードについて、メールにて意見を聴取することとした。

今後は作成したデザイン案について、登録クラブによる投票等を実施した上で、今年度の常任幹事会及び総会での協議により新マークを決定する予定であることを説明し、承認された。

<意見>

なし

報告 1. 令和 8 年度第 1 回地域スポーツクラブ育成委員会の報告

事務局から、5 月 29 日に開催した令和 8 年度第 1 回地域スポーツクラブ育成委員会の協議内容について報告し、これを了承した。

なお、委員会において議論となった生涯スポーツ功労者表彰推薦候補者の選出方法については、若手指導者や女性指導者の推薦候補者が増加するアイデアについて、引き続き常任幹事から意見を募ることとした。

<意見>

なし

報告 2. 成果目標レポートについて

事務局から、令和 7 年度の成果目標レポートについて、中期計画部会からのフィードバックを踏まえた改善点および今後の取組予定の内容を7月8日開催の令和 8 年度第 1 回総合企画委員会にて報告したことを報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 3. 国庫補助事業の進捗状況について

事務局から、令和 8 年度地域スポーツクラブ推進体制基盤強化事業(都道府県スポーツ協会事業)の申請状況および最終的な委託金額の内容について報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 4. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 代表委員の変更について

事務局から、令和 7・8 年度 SC 全国ネットワーク代表委員のうち、宮城県、山形県、三重県の 3 県から代表委員変更届の提出があり、代表委員が変更となったことを報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 5. ブロック別クラブネットワークアクション 2026 について

事務局から、ブロック別クラブネットワークアクションの開催準備における進捗状況として、令和 8 年度日本スポーツ少年団登録者の実施協力金を登録クラブと同等とすることおよび共通プログラムの内容等について報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 6. 各種セミナー開催報告

事務局から、令和 8 年度にこれまで開催した「緊急セミナー：改めて見直すクラブバスの基本」、「クラブマネジメントセミナー」、「地域資源を活用した部活動の地域展開セミナー～地域スポーツクラブ活動の担い手との連携～」の 3 つのセミナーの参加者数および内容等について報告し、これを了承した。

<意見>

なし

報告 7. その他

事務局から、その他報告事項として、「第 4 期スポーツ基本計画中間報告」に対する意見聴取が 7 月 28 日に開始されたことを報告し、これを了承した。

<意見>

なし

以上のとおり協議し、16:00 に閉会した。